

### 第3回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会会議録

日時：平成23年10月27日（木）

午後2時～4時45分

場所：市役所北庁舎2階 21会議室

出席者：北野誠一・吉池毅志・坂本元之・前川款昭・藤島恒久・野田一尊・森藤歌代子・宮本勝  
巳・森田展代・奥西利江・小倉由守・市川知恵子・稲垣裕久・藤岡敏明・森嶋久伸・東  
昭宏・森内佐武郎・原耕治・田中敦子

欠席者：若林元信・中林 豊・森 徹雄・水谷敬一・福井長年・山崎祐子

事務局：障がい福祉課（清水由美、中出光美、中川雅尋、藤田成充、吉福裕香子）

障がい者相談支援センター（山田友子、金ヶ江有生）

（事務局）

ただいまから第3回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会を開催させていただきます。皆様にはお忙しいところ、ご出席賜りお礼申し上げます。議事が始まりますまで進行を勤めさせていただきます障がい福祉課の清水と申します。よろしく申し上げます。

#### — 配布資料の確認 —

（健康福祉部長） 挨拶

（事務局）ここからの進行は、北野委員長様にお願いします。

（委員長）

10月1日に意見交換会を開いてあるので、それについて議論してきたいと思います。意見一覧の「第4章 障がい者福祉の基本計画」の「目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる」のところ、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

まずはじめに、10月1日に意見交換会を開催させていただきました。事項書にも記載がありますが、策定委員の方14名、一般の方36名の計50名の方の参加がございました。その時にご発言いただいた方が11名、アンケートの実施により、ご意見いただいた方が22名です。件数としては44件のご意見をいただいております。このご意見をどのようにして、計画に反映していくかご検討していただきたいと思います。

・・・資料No.1 意見交換会意見一覧・目標Ⅰの説明・・・

（委員長）まず目標Ⅰについて何かご質問はございますか。

(野田委員)

成年後見制度の充実についてですが、権利擁護等については後見人制度必要だが、この裏側に潜む問題。法改正したのにも関わらず、選挙権がない、地方自治体によっては、職員の採用を頭からはねられるということがあります。国レベルの考え方がどういう方向に向っているのかとすることを教えてもらいたい。

(委員長)

今のご意見ですが、確かに後見を受けると選挙権がなくなります。これは権利侵害ではないかと裁判も起こっていますが、検討中ということです。それから、アンケートで出た意見の背景が大切です。なぜそういう意見が出たか。例えば、最初のふくし相談センターが窓口のような印象を受けるというご意見ですが、なぜこのようなご意見を書かれたのか。窓口として問題を持っていったら、きっちり受け止めてもらえるということであればもっと違った印象ではないかとも思いますが、その辺はどうですか。

(事務局)

伊賀市には6箇所のふくし相談センターが設置されていますが、障がい専門ではなく、高齢の方、子どもさんとすべての相談を受け付けています。伊賀市は高齢の方が多いのでイメージ的に高齢の方の相談窓口と受け止められているところがありますが、障がいのあるかたも相談できるという周知が不足しています。

(委員長)

障がいの相談を持って行っても、対応してもらえるとということが保障されてるといいですね。

(事務局)

はい。しかし、社会福祉士の方一人で対応していただいているのが現状です。市内各支所に一人ずつ、旧の上野市内でも一人で相談を受け持っていていただいているので、難しいところはあります。もちろんまったく受けとくれないということはありませんが、障がいのある方は直接本庁の方へお見えになる方が多いです。

(委員長)

あと、障がい持っている方は引きこもりがちです。相談窓口があってもなかなか出て行きにくい。かつて大阪府では、保健師さんが相談を待つだけでなく、巡回されていたが、そういう巡回訪問という形もあると思うが。

(事務局)

やはり家から出られない方、各支所に設置しているとはいえそこまで出て行くのが大変な方もいらっしゃると思います。今の北野先生のお話の保健師の巡回訪問ですが、担当課と話

を詰めておりません。今、障がい福祉課で考えているのは、民生委員さんと連携を取りながら対応していければということです。相談に来られない方について対応できないかということで自立支援協議会相談部に民生委員の代表の方に新たに入ってもらったり、また民生委員さんの勉強会で障がいの特性の説明をさせていただいたりしています。

(原委員)

中間案の P15 で、「①総合的できめ細かな情報共有の充実」とありますが情報共有と提供という言葉の定義が非常に曖昧なまま文章が展開されている。①の最後のところに「障がいの特性に応じたきめ細かい情報共有手段の確保に努めます」とありますが、普通に考えたら情報伝達手段のはずなんです。どういう意味で「共有」とか「提供」とお考えなのか、これは前回の計画からの表現なのでここで一度、定義づけしたほうが良いと思います。

(委員長)

おっしゃるとおりです。私もさっと飛ばして読んでいたのですが、どなたとどなたの間での「共有・提供」なのか。表現として大丈夫かなという部分が確かにありますね。

(事務局)

基本的には第 1 次計画で使っていた文言をそのまま継続して使っているのですが、「共有」という言葉については、行政と支援を行っていただく関係者の皆様と障がいについての情報を交換しながら共有という考えです。また、「提供」については情報をきめ細かく当事者に提供していけたらと考えています。この「共有」と「提供」につきまちは事務局のほうで、わかりやすく整理します。

(市川委員)

名張市には「まちの保健室」というのが市内 14 箇所の公民館に設置されています。そこは行政的には障がい者の第 1 次相談窓口だと思うのですが、しかし実際にそこから相談センターに上がってくる相談はありません。これは機能していないんじゃないかとも思います。

伊賀市でもこのふくし相談支援センターから、障がい者相談支援センターにどれくらいの相談が上がってきているのか統計をとってもらいたい。行政が認識しているものと当事者やその家族が感じているものとの間にギャップがあるんじゃないか、そのギャップを考えていけないと人は無力化してしまうんじゃないかと思います。おざなりな回答されると「言っても無駄」だと思ってしまう。

ひきこもりの人に関しても、家族がご近所の民生委員さんに相談するかという疑問があります。家で起こっている深刻な事態を民生委員に相談できるか。プライバシーに関わるような問題を近所に知られたくないという心理が働くのでは。本当に民生児童委員でいいのかと考える必要があると思います。

(事務局)

名張市の民生委員はどうかわかりませんが、伊賀の民生委員は地域にかなり密着して活動してくれています。信頼関係の中で、どの程度までその世帯を把握するかと言うのは、個々の民生委員の判断です。身近なところで相談と言うのは一次的な窓口です。そこで完結はしません。例えば気楽に話が出来る人が民生委員であれば、つなぎ役としての役割を担う。専門的な知識はあった方が良いが、「いきなり行政の敷居は高い」と言われることが多いので、そこまでのつなぎ役としてお願いしたいということです。

(宮本委員)

自治協に登録されている方は、いろんなところからの情報で月2回くらいは訪問できる。障がいをお持ちの方は比較的情報が上がってくるのが少ないため、情報待ちという受身の形です。民生委員がそこまで突っ込んでいいのかどうかということもある。行政も頑なにならず情報提供してほしい。

(委員長)

民生委員が専門的な相談ではなくつなぎ役として話を聞いたあと、ふくし相談支援センターに相談した時には、一応障がいのことはわかってくれるようでないとい誰も相談には来ない。どこまで一般的な受ける能力をもっているか、それを超えたら専門的な相談機関へつなぐと、この2つがうまく機能すればよいのかなと思います。

(吉池委員)

虐待の問題と同じで覆面性がある程度求められていると思います。表側の支援として、民生委員さんは求められるが、20代、30代で隠したい方は、なかなか言えない。虐待ホットラインのような電話の窓口がほしい。またインターネットでも検索できたり、メールで相談ができれば二重に効果があるのかなと思います。

(委員長) 虐待のところはどうですか。

(事務局)

虐待については、中間案 P17 の(3)、④「虐待の早期発見と支援体制の整備」にあるように、来年 10 月までに虐待防止センターを各市町で設置することとなっています。メールによる相談もあるようですので広く周知を図っていきたいです。

．．．．．資料No.1 意見交換会意見一覧・目標Ⅱの説明．．．．．

(奥西委員)

先ほど、ご説明いただいた、「意見交換会 意見一覧」の No,16 にある「個別支援計画の活用」のところはどうもよくわからないので伺います。保育所、学校で作るものも「個別支援計

画」と呼びますし、私たち福祉サービスの事業所が作るものも「個別支援計画書」と呼んでいます。ケアマネジメントのところにも書かれているが、ここは基本的に子どもさん分の個別支援計画の活用と理解でいいですか。そうしたら福祉サービス事務所の個別支援計画は基本的に必要ないという理解でいいですか。

(事務局)

ありがとうございます。ご指摘いただいたように、この基本方針の「現状と課題」につきましては、「一生涯を通じた生活支援システムの確立」となっておりますので、奥西委員さんからご指摘いただいた、福祉事業所の「個別支援計画」を利用しないことには、一生涯を通じた支援が出来ませんので、この事項については検討させていただきたいと思います。

(委員長)

言葉の混乱が生じて大変なんです。もともと他の国から来ている概念でこれを「個別」と訳してしまったから、そもそも難しい。おそらく「個人」の意味だと思う。

「individual support plan」これは個人の支援計画という意味です。そして「individual service plan」これは個別のサービス計画という意味です。

これをどう使い分けるかと言うと、例えば日中に就労継続B型の事業所へ行くとします。夜はグループホーム、土日はガイドヘルプを使う。各事業所ごとに作るものをサービス計画というのですね。この3つをバラバラに使ってしまっただけでは全体としてご本人が満足しているかわからないから、満足できる仕組みが全体として上手く回っているかどうかという計画を立てるのをアメリカなどでは「individual support plan」すなわち本人支援計画という。日本では和英する時にこれをごっちゃにしてしまった。学校の中だけで行っている教育計画と放課後などに支援を受ける、または土日にガイドヘルプを受けるサービス計画。そうすると学校の教育計画だけではなく、それ以外のサービスも必要ですよ。それが「individual support plan」になるわけですよ。大きな支援計画の中には教育もあり、土日の遊びもある、放課後のヘルプもある。そこが教育の世界も全体的に統一した概念として整理しないと。連携していけるものを作っていけたらと思います。

(野田委員)

個別支援計画の部分について介護保険から波及してきたという話は前にもしたと思うが、介護保険の部分を取り入れてほしい。ケアマネの整備、ケアプランの作成など、そういうところの整理が出来ていけば、個別計画に手間ひまかけて、それについての予算もある程度出ているとは思いますがすっきりしない印象ある。

(委員長)

介護保険では全体のプランニングをケアプランという。各事業所ではサービスプランという。ケアプランについて有料のサービスを組み合わせているだけじゃないか、という批判もでていますが、支援計画があって一部分がケアプランというのが正しい。有料のケアプランだけじゃ

なく、地域やボランティアも使っているんだから、全体をきちんと見るべきですよ。

(田中委員) サポートファイルについてですが。

(委員長) 伊賀市から説明をお願いします。

(事務局)

(仮称) となっておりますように、自立支援協議会療育部会で作成について協議している段階です。昨年からの5～6月にかけて保護者の代表の方にモニタリングしていただいたりしており、実際の運用は来年度を見込んでおります。支援者が代わるたびに保護者の方がお子さんの成育歴や特徴について一から説明するのが大変ということで、これを提示していただければお子さんのことをわかってもらえるというものです。これも保護者の方のご要望で検討を重ねていったもので、実際の運用は自立支援協議会で承認されてからとなりますので、その際はまた市広報などでお知らせしたいと考えています。

(委員長)

自立支援協議会で関係者と家族、ご本人、業者の方々に検討を重ねて一応、出来たんですね。

(事務局)

一応、最終的なものは出来て、「かしのみ園」と「手をつなぐ親の会」の保護者30人ほどで半年間モニタリングをして意見を聞いて最終調整して、準備させていただいています。

(田中委員)

伊賀市にはないのかなと思っていたので、あった方が良くと思います。助かります。あと、窓口で相談に行くことですが、親が行くことがほとんどで、どれだけ本人のことを知っているか疑問に思っていました。本人がどんな顔をしたどんな子なのか、手帳の写真を見て知っているだけ。実際の本人のことをどこまでわかっているのか、一度お聞きしたいです。

(事務局)

窓口へ実際に手続きに来られるのは、ご家族の方が多いです。子どもさんについても、障害福祉サービスを利用する場合は障害程度区分の判定が必要になってきます。その際には必ず、市の職員と障がい者相談支援センターの職員の2人でご本人さんに会って、お話を聞いて判定しております。

(委員長)

意見交換会の意見一覧のNo.11のところですが、表現がよろしくないと思う。「知的障がいのある・・・。」(意見一覧参照)の答えとしてはよろしくない。本人がどういう意志と希望なのかということが、一番大事なんです。本人にお会いして、どういう生活を希望しているのか

と言うのを踏まえての支援が大事なんです。本人がどういう希望をしているのかというのがない表現はよくないと思う。

(吉池委員)

サポートファイルの内容について、生活を通じて作っていくと言うことで、本人が内容を知りたい時に市としてはどういう対応をするのか。

(事務局)

サポートファイルは保護者が作成・保管するものです。大きくなって子どもさんが内容を見たいとなった時には保護者の方が提示すれば可能だと思います。そして、支援者の方に見せると言うことは、保護者が個人情報の開示を了解したと解釈させていただきます。ただ、学校・保育所・事業所等は開示の基準が違ってくるとは思いますが、可能な限り開示できると思います。

(市川委員)

1 日の意見交換会でこの質問をされたお母様と話すことがよくあるのですが、このお母様の発言の主旨は「サポートファイルは親がつけるもの。しかしながら、それだけでなく専門家にアセスメントしてもらって、この子に何が必要なのか、どういう支援が必要なのか、専門家の見立てをもとにどういう支援していくのか。もう少し大きくなって本人の希望も聞いて、それをどう反映させるかというトータルプランが必要。親の思いだけでなく、プロの見立てを盛り込んだものも作ってほしいというようなことだったと思うんです。

サポートファイルは親が書くものであって、なかなかかなりえない。ただ私が考えますにはこれは非常に難しい。支援計画の名前を入れたからできるというものではない。それを作るにはシステム、プロセス、どこが管理するのかという大きな問題になってくる。少し書き換えられたほうがいいんじゃないかとも思います。定かでないこともあるし、北野先生がおっしゃった様な事もあるし。意見交換会で、このお母様が始めにおっしゃった「個別支援計画の文言がないのはどうしてか」の意図は「母以外の他者の視点、見立てをしてもらって、本人中心の計画を立ててそれをつないでいって」ということだと思います。

(事務局)

意見交換会でもお答えさせていただいたと思うが、サポートファイルについては、支援の中の一つのツールと言いますか、これだけというようには考えていません。専門家の作った支援計画、保護者の方のサポートファイル、事業所の作った計画書など、色んなものを活用して一つの支援計画としてまとめていく専門家のチーム、その内容については検討していきます。

(森嶋委員)

個別支援計画について、小中学校では個別の教育支援計画を作成しています。学校で支援させていただいている子どもさんのそれぞれの教科の支援計画と全体の支援計画ということで、小学校から中学校へは、ある程度引継ぎが出来ていて、継続した支援が出来ています。しかし

高校へ進学した時に一から作り直しの形ではなくて、小中からの継続で使えるようにできないか。ただ恥ずかしいことですが、我々小中の担任と言っても本当の専門家が作っていないので、自信のない部分もあります。もう少しサポートする上で、専門家スタッフを交えた上で支援計画作りをさせていただいたら、学校でも指導するうえでかなりプラスになるんじゃないかと思います。この計画書の記述とは別に、そういう体制も考えて頂けたらと思います。

(委員長)

トータルな支援。学校、家族、地域、専門の方に入ってもらって、計画を作る。それを教育に生かして継続させてほしい。

(小倉委員)

介護保険法のケアマネのような存在が必要ではないか。利用者さん、ご家族から聞き取りアセスメントしてプランを立てる。それからプランを保管しサービスにつなげる橋渡しの存在というのがこの計画の中で見えてこない。どこが何をするといいかが見えてこない。事業者への橋渡しをしてもらえれば継続した支援が出来るんじゃないかと思います。

(事務局)

子どもさんの相談支援については、平成21年度から、「こども発達支援センター」を立ち上げまして、中心になって行っております。学校、保育所へ訪問して気になる子どもさんへの支援をどうするかという準備を進めているところです。子どもさんについては連携を取っていきたいと考えています。

(坂本副委員長)

就労について、「障がいの特性に合った就労」とありますが、障がいのある人が企業に適應していくという考え方ですが、私はこれは逆じゃないかと思う。企業が障がい者の特性にあった仕事を用意するのが基本ではないか。職安等が各企業に指導いただいて、企業が障がい者のために、「こういう仕事を用意できます。こういう仕事に適した人が是非就労してください」と。職安と企業が連携したら、よりきめ細やかな就労になっていくと考えます。

(委員長) 中間案のP31(2)①企業等への啓発のところでは、甘すぎるでしょうか。

(事務局) 今日は、ハローワークの所長さんがお見えですので聞いてみます。

(東委員)

伊賀のハローワークの(障がい者)雇用率は低いです、労働局などと企業訪問でお話するのが、先ほどの「その方にあった仕事を見つけて下さい。」という提案なんです。そのためには三重障害者就業センターで事業の障害者雇用設計で具体的なご提案もしていますが、なかなか合うところがないということです。伊賀市で障がいのある方でハローワークで仕事を探してみえ



るのは 300 人ほどですが、企業にその方たちを面接してください、と話しています。その中で、企業がこの人だと思える人がいれば、ハローワークに言ってもらって、その方に対してはハローワークが責任を持って紹介させていただくということで、決して丸投げはしない。伊賀管内で障がい者雇用率は昨年は県内トップで 1.73%でしたが、今年は算定方法が変わってきたため少し下がっています。改善については私をはじめ、職員で全対応させていただきます。

(委員長) 非常に力強いお言葉いただきました。

(小倉委員)

意見というよりお願いですが、相談支援センターの体制強化について、人材確保、研修とありますが、4 月からのつなぎ法案でセンターの仕事量が増えてくるので大変ありがたいが、その後に障がい者相談支援センター、こども発達支援センター、地域包括支援センターの 3 つのセンターが統合すると書いてあります。一体となった時に、窓口が広がるのはワンストップの仕組みで良いのですが、行政の場合は統合されたら、職員が減ることが多いので、何か薄まってしまう印象あります。センターの強化は、統合されても目に見える形にしてほしい。

(委員長)

中間案の P16 の部分ですね。統合で職員を減らさないでということですね。むしろ強化していただいて、有能な人材の確保できるようにしたいですね。

(奥西委員)

中間案の P32 の③共同受注制度の部分ですが、自立支援協議会の就労部会でいろんな意見があり、このように上げていただいていると理解しています。県では NPO を作って共同受注制度を推進しているようですし。昨日、大阪の研修に参加したら、県の職員の方も参加していて、「三重県において、必ず社会的事務所を作るんだ」ということを意気込んでおられましたが、現実問題として県で共同受注している分は、上手く動いていない実態があります。

法政大学の松井教授と厚生労働省の羽生課長がお話されている研修会に参加させていただいたとき、社会的事業所、パイロットスタディの話がでていましたが、かなり難しいイメージでした。パイロットスタディの難しい理由は障がいのある人とない人が一緒に働く部分です。福祉施策として整備できるのか。労働施策じゃないのか、というような障がい者の総合福祉法の中にこれが位置づけられるのかというところで議論を聞くと、個人的にはかなり難しそうだなという印象を受けました。とてもいいことなので検討の中に入れてもいいのかなとは思いますが、入れるということであれば、もしかしたら社会的事業所につながるような事業所があったらいいのかなと思います。ITをやっているような事業所の後押しするような前提の下にあるならば問題ないと思います。ただ、県の方針とリンクして漠然と入れてあるのならば、敢えて入れる必要ないかなとは思いますが。様子を見ても良いのではないのでしょうか。

共同受注制度についても、敢えて共同受注の文言を入れずに、就労系の事業所の仕事の確保策として優先発注であるとか、官公儒の制度の促進、企業と連携して生産業務の拡大とありま

すが、私たちとしては出来るだけ官公儒のお仕事をいただけたらありがたいのです。仕事の確保策、後押ししていただく実現可能な具体的に、ここをというものがあれば、入れていただいてもいいのかなと思います。

(事務局)

奥西委員様のおっしゃるとおり、共同受注制度や社会的事業所の制度の検討は県が進めている施策でして、市のほうでも参考にしているのですが、具体的に社会的事業所になってくれる事業所はありません。共同受注制度につきましても、自立支援協議会の就労部会の中で事業所部会を4月から立ち上げていますが、不況のため下請けの仕事も減っているという意見があります。何とか仕事をもらうことが出来ないか、みんなでシェアできないか検討しているところです。文言につきましても検討中です。

(委員長) 社会的事業所の定義について説明はよろしいですか。どこから取りましたか。

(事務局) インターネットなどで調べました。

(委員長)

社会的事業所には二つ定義があって、一つは障がいの有無に関わらず対等な立場で経営に参加する。それからもう一つは、運営する健常者がいて障がい者に賃金を補填してプラス能力給という風に、労働者として社会活動する。

この似て非なる二つのものを、日本では社会的事業所と呼んでいます。現場ではいろんな取り組みしているので、もっと幅広い社会的事業所の概念を入れておいたら良いんじゃないか。

(事務局) 続いて目標Ⅲの説明にうつります。

・ ・ ・ ・ ・ 資料No.1 意見交換会意見一覧・目標Ⅲの説明 ・ ・ ・ ・ ・

(原委員)

意見一覧のNo,28ですが、私も10月1日の意見交換会に参加していたのですが、自分自身の問題意識が足りないのか、その場では手話のわかる方がみえたとし、その方のお考えを通訳されていた。またプロジェクターでそのご発言が刻々と映し出されていたので、コミュニケーションは図れていたように見えたのですが、ご意見をおっしゃった方はどこに不満を持たれたのかわからなかったです。

(事務局)

実は最初に意見交換会を開催する時に、磁気誘導ループ、要約筆記を設置し、聴覚障がいの方に情報提供として周知しておりましたが、手話通訳については急遽設置させていただきました。あの時は要約筆記者の中に手話通訳ができる方がみえたので、同時通訳で手話で話された

ことを言語でも皆さんにお伝えすることが出来たのです。「手話通訳できます」ということを周知していないために、「手話通訳がないので、出席できない」というように思われた方もいたのではないかということなのです。

(委員長) そういうことだそうです。

(田中委員)

移動支援についてなんですが。大人の方には社協等の事業所が運営されている移送タクシーがありますが、子どもにはないんです。親がついていけないとヘルパーをつけないと乗れない。金額面でも市としてどう考えているのか教えてください。

(事務局)

子どもさんであっても、福祉有償サービスはご利用いただけますが、ご家族の同乗が難しいということですか。

(田中委員)

そういうのを利用するときは、親と一緒にいけない時が多いのです。親が行ければ自分の車で行けばよいことなので、行けない時に誰かが付き添わないといけないらしいので、その分も経費がかかってくるとなると移動の経費以外にもかかってきます。いくら有償と言ってもいくらかかるかということを見ると、利用し難い、利用できないと言うのが本当のところですよ。

(委員長)

子どもさんのガイドヘルプを使う時は、ガイドヘルパーは自分で車を運転してつれて行くことができない。そのためにガイドヘルプと移動の経費分と二重に経費がかかってくるということですね。

(事務局)

たしかに、子供さんだけではタクシーも乗れませんし、福祉有償運送も使えない。そのためにヘルパーを使うと負担が増えるというのは理解できますので検討していきたいです。

(事務局)

福祉有償運送の事業所の料金がいくら知りたいということでしょうか。

(田中委員)

全体的なことですよ。料金がわからないと利用できない。使いたい時にどう利用できるかということなんです。

(事務局)

急に使いたい時にどう使うか、料金の事につきましても福祉ガイドブックに掲載できるかどうか、こういった方法でお示しさせていただけるか検討します。料金体系も福祉有償運送サービスはある程度基準が同じですが、事業所ごとに違うので、掲載方法もどうすればいいか担当課と検討していきたいです。

(事務局)

伊賀市は交通が不便です。移動はマイカーがほとんどです。しかしいずれ乗れなくなる。しかし公共交通は整備されていない。じゃあどうするのかということをお邪魔させていただいた時にかなり聞かせていただきました。

福祉有償運送サービスの料金設定はタクシーの初乗り上限料金の半額です。しかしながら、タクシーはそんなにしょっちゅう乗るものではない。日常生活に必要な移動だから、回数が多ければたとえ半額であってもというところがある。また料金設定は事業所によっても違う。しかしながら、公共交通体系を充実させても利用する人が少ない。なぜかと言うと不便だからです。1時間に何本かバスを走らせても、伊賀鉄道と関西本線と連絡させても乗ってもらえない。これが現状です。いずれ免許を返さなければならない人、免許を持ってない人のための交通体系を合わせて考えたのが「伊賀市交通計画」です。その中で福祉有償運送も一つの移動手段です。まだ問題もたくさんあります。利用者側からいわれる問題、運営する側からも問題がある。タクシーより安いドア・ツー・ドアです。タクシーの半額、経営がこれでは成り立たない。NPO法人がされるので営利目的には出来ない。しかし人件費は必要、なかなか経営が出来ない。事業所に撤退されないように行政が補助しているのですが、段階的に移動の問題も解決していかないとはいけません。

障がいに関しては、ヘルパーの同乗がいること、ヘルパーが運転してはいけないなど状況に合わせて施策を打っていかねばならないと思っていますが、今すぐの回答になってないですが。

(委員長)

大事な問題であると言うことは認識されていて、料金設定についても出来るだけ配慮すると言うことですね。

(野田委員)

P40の避難所の確保についてですが、伊賀市だけの施設で対応しようとしているように受け取れますが、災害の規模にもよりますが、それだけでできるのでしょうか。一定の小さな地域であればそれで対応できるのかなと思うが、県レベルの対応が必要かと思います。

(事務局)

市が所有する施設は旧の上野市内以外の各支所管内の福祉施設だと、ある程度バリアフリーが整っていますが、旧の上野市内だとそういった施設がないので、市内の社会福祉法人様をお願いして、とりあえず二次避難所、福祉避難所として設置させていただき、二次避難した方に

は伊賀市の方から食料と生活用品を提供させていただくことで、先日来協定を結ばせていただきました。東北のように甚大な被害が起こった時、二次避難所にたくさんの高齢の方や障がいのある方などいろんな方が長くいられるわけではありません。今後は広く県内外の施設に移ることも想定していかないと考えてはいますが、現段階ではその程度で進めています。今後、被害の想定についても検討課題が残っていますことご理解いただきたいです。

(野田委員)

大きな避難所の中の小さなスペースでは無理だということが、事例として出てきています。もう少し幅の広い考え方で整理して「伊賀市」の概念を取り払って対応していただきたい。

．．．．．資料No.1 意見一覧 No.34～44 までの説明．．．．．

(奥西委員)

アンケートとは離れますが、歯科医師会の歯科検診を利用して話をさせていただいたら、「障がい者の歯科治療や予防を歯科医師会としても協力したいがニーズがわからない。明確になれば手伝えることがある。他法人への紹介や相談も受けます。」と言ううれしいお言葉をいただきました。障がいのある方で治療に結びつかない人は、一日かけて津市まで行って治療を受けており、とても大変です。月に1回でも検診や歯の掃除を身近なところでしていただければ、また障がいのある方に慣れてくれる医師が増えてくれたら良い。(中間案の)医療の充実という部分で、具体的な表現で書くほうが充実につながるのか、それともこのくらいの表現でとどめておくのが良いのかわからないが、せっかく歯科医師会のほうで連携をとってくださっているので市も連携を取ってもらえたらありがたいです。

(委員長)

西宮のほうでは、自立支援協議会の中に医療部会というのはなくて、暮らし部会があります。その暮らし部会に医療の方に入っていていただいてアンケートを取っていろいろなご意見を聞いています。

(吉池委員)

意見一覧の No.37 の意見が非常に大事なかなと思った。将来的に知的、精神の障がい者ご本人が入った編成を目指した当事者団体の支援が重要と思う。

(委員長)

それも非常に大事なこと。今後そういう方向をぜひとも検討していただきたい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは用語集の修正はどうでしょうか。

(事務局)

資料 No.2 になりますが、これにつきましては中間案の※の部分に、説明を付けさせていた

だいてあります。時間の関係上すべてご説明は出来ないのですが一度お目通しいただきまして、ご意見頂戴できたらと思います。はじめに申しましたように本文下に注釈をつけています。詳細の説明はこの用語集を本文の後ろにつける予定です。

(委員長)

ピアカウンセラーや社会的事業所など、まずい表現があります。ピアカウンセラーの説明文なんてすごく古い概念です。文中の「克服」という言葉も障がいの分野では使わない。障がいを否定するような概念。せめて「解決」ぐらいか。「解決」でもよくないが「克服」よりもはるかにましです。

(坂元副委員長)

議論の中で言葉の使い方、概念をきちっと整理して練り直してもらう必要がある。次に、相談、支援、継続したサポートの問題が大事。相談できる、していける、どう支援継続していくかが見える福祉計画に仕上げしてほしい。そして文章表現に出てこないが、市としてはこういう運用、連携を持ってるということ。表面に現れたものだけでなく、市として後ろでサポートできるものを持ってるということが大事。各課の力量を高めてほしい。

(事務局)

今後のスケジュールの説明。

本日は、長時間ありがとうございました。

4時45分終了